

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に飯野幹夫農業委員、鈴木圭一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任を任命した。

4 議 事

議案第47号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第47号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1は住宅用地のため開発許可が必要。平成28年1月19日付け、上尾市告示第25号で農振除外されている。農地区分は第二種農地となる。

議 長 申請番号1について地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 平方地区の松本農地利用最適化推進委員が報告した。11月21日(土)に、平方地区担当委員4名で現地調査を実施した。現地はきれいになってあり、良好な農地のため問題ないと考えてい

議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第 4 7 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 4 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第 4 8 号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1 は事由発生者の従事日数が 0 日であるが、本人の口座から固定資産税が支払われていることを確認している。また、事務局が現地調査を行い、作付けはされていないが農地として保全管理されていることを確認した。

申請番号 2 は事由発生者の従事日数が 1 2 0 日。現地は農地として保全管理されている。

申請番号 3 は事由発生者より申請者の従事日数が上回っているが、聞き取り調査によって事由発生者の通帳から固定資産税が支払われていることを確認している。現地は一部に果樹が植えられ、他は保全管理されている。

申請番号 4 は事由発生者の従事日数が少なく、また事由発生者から固定資産税の支払いがなされていないなかったため、地区担当委員と事務局にて聞き取り調査を行った。その結果、事由発生者は農地の見回りや経営指導等を行っていたことから、主たる従事者として問題ないと判断した。現地は果樹等の作付けが行われており、農地として問題ない。

議 長 本件について意見を求めた。

市村推進委員 申請番号 1 について、申請者が県外在住であるが、今後の管理についてはどのように行うのか。

事 務 局 今後、生産緑地の買取り申出を行う予定であり、買取り希望者がいなければ解除となる。

議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第 4 8 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第49号

議 長
事 務 局

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

事務局に説明を求めた。

平成29年8月30日に概ね10年を目標とした指針を定めたが、3年ごとに見直し、検討を行うこととなっている。前回の総会の「その他事項」で各委員から意見を頂いて事務局でまとめたものを、今回は（案）として議案に上程した。大まかな内容として、「1 遊休農地の発生防止・解消について」は、（1）遊休農地の解消目標は年間2ヘクタールを目指す。（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法は、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施において農地パトロールを行い、遊休農地発生の世帯に利用意向調査を発送する。②農地中間管理機構との連携については、農地を貸したい意向がある場合は、機構に引き続き情報提供していく。③非農地判断については、今後慎重に検討していく。次に、「2 担い手への農地利用の集積・集約」は、120haを目標としており、利用権設定等により利用集積を進めていく。「3 新規参入の促進」は、5経営体の新規参入を目標とし、埼玉県・上尾市・さいたま農業協同組合と連携し、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

議 長

本件について意見を求めるが特になかったため、議案第49号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第50号

議 長
関 係 委 員
農 政 課
議 長

令和2年度11月期農用地利用集積計画の承認について

関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき一時退席を促し、担当課である農政課に説明を求めた。

一時退席

制度について説明し、議案書を朗読した。

本件について意見を求めた。

新木農業委員 3番目の法人について、法人形態や構成について説明願いたい。
農政課 トマトを栽培している会社である。今、手元に法人の経営体としての資料がないので、後ほど報告する。

平野農業委員 この法人が借りる場所は、上平公園の近くの農地で、今は大根を作付けしている。
農政課 トマト栽培については、桶川市の方でハウス栽培を行っている。
市村推進委員 法人はホームページも持っていて、ネットで通販も行っている。
議長 本件について他に意見を求めるが特になかったため、議案第49号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

関係委員 審議が終了したため、関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員の入室について求めた。
入室

5 報告第11号 専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第5条の届出の取り下げについて

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時40分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年11月25日

議 長

署名委員

署名委員